

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第16回会議 議事録

第1 日 時 令和5年1月13日（金）自 午後1時30分
至 午後1時51分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時間となりましたので、当部会第16回会議を開会いたします。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

本日は大谷委員、富田委員、衣斐幹事が御欠席と伺っております。

本日の審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 本日は部会資料20-1「要綱案（案）」及び部会資料20-2「要綱案（案）（説明付き）」を配布させていただいております。部会資料20-1は、これまでの皆様の議論を踏まえ、これまでの資料から変更、修正を加えて作成した要綱案の案を記載しております。変更点、修正点につきましては下線を引いております。資料20-2は、部会資料20-1に説明を付け加えたものでございます。本日の事務局からの説明に際しては、説明付きの部会資料20-2のページ数を基本的小示しながら御説明させていただきたいと考えています。

○山本（和）部会長 それでは早速、本日の審議に入りたいと思います。

本日は要綱案（案）についての御議論を頂くということで、可能であれば次回会議において取りまとめに向けた審議をお願いしたいと思っておりますので、本日はどのような細かい点でも結構ですので、お気付きの点があれば、是非積極的に御指摘を頂ければ助かります。

それでは、まず部会資料20-2の1ページ、「第1 民事執行」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 民事執行につきましては、「1 裁判所に対する申立て等」の（1）インターネットを用いてする申立ての可否の（注）の記載を一部見直したほかは、従前の部会資料と同様でございます。

なお、この（注）の記載については他の手続についても同様の修正をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この民事執行の点、1ページから9ページですかね、ありますけれども、どの点からでも結構ですので、お気付きの点があれば御指摘を頂きたいと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、引き続きまして今度は部会資料の9ページ以下、「第2 民事保全」について御議論をお願いしたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 民事保全につきましては、従前の部会資料と同様でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

これもどの点からでも結構ですので、民事保全全体についてお気付きの点があれば御指摘を頂きたいと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんか。

それでは、今度は部会資料の12ページ以下、「第3 破産手続」、それから部会資料の17ページ、「第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続」、これを併せて御議論を頂きたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 これらの項目につきましても、従前の部会仕様と同様でございます。なお、前回の会議での御議論を踏まえ、15ページから16ページに掛けての「6 送達」の項目の説明については修正を施しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、これもどの点からでも結構ですので、御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして部会資料の17ページ、「第5 非訟事件」についてであります。これも事務局からまず説明をお願いいたします。

○脇村幹事 非訟事件につきましては、「6 電子化された事件記録の閲覧等」の項目の記載を見直したほかは、従前の部会資料と同様でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この非訟事件の部分、22ページまでということになりますが、これもどの点からでも結構ですので、お気付きの点を御指摘いただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして今度は部会資料の22ページ以下、「第6 民事調停」、この部分について御審議を頂ければと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 民事調停につきましては、「1 裁判所に対する申立て等」の記載を見直したほかは、従前の部会資料と同様というところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この民事調停の部分について御発言があれば、頂きたいと思えます。

いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして今度は部会資料の25ページ以下、「労働審判」についてであります。これもまず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○脇村幹事 労働審判につきましても、「1 裁判所に対する申立て等」の記載を見直したほかは従前の部会資料と同様ということでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この労働審判の部分、どの点からでも結構ですので、御発言があれば頂きたいと思えます。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、続きまして部会資料の今度は29ページ以下、「第8 人事訴訟」について。この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 人事訴訟につきましては、「6 電子化された訴訟記録の閲覧等」につきまして、前回の議論を踏まえた修正をしたほかは従前の部会資料と同様ということでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、人事訴訟の部分につきましてお気付きの点があれば、御指摘を頂きたいと思えます。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして今度は部会資料34ページ以下、「第9 家事事件」についてで

ありますが、この点につきまして事務局から資料の説明をお願いします。

○脇村幹事 家事事件につきましては、「2 提出された書面等及び記録媒体のファイルへの記録（電子化）」につきまして、ページでいきますと35ページの一番最初の行になりますが、修正をしたほか、「7 電子化された事件記録の閲覧等」の記載を見直したほか、従前の部会資料と同様というところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この家事事件につきまして、これもどの点からでも結構ですので、御質問、御意見等をお出しいただければと思います。

いかがでしょうか。除外する審判事件について最高裁判所規則で定めるものということにしているということ、あるいは38ページの（後注）の部分で、当事者がいつでも閲覧等を行うことができる事件記録について明確化したというようなところかと思いますが、特段、御発言はございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、部会資料の39ページ、「子の返還申立事件の手続」及び「第11 その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 「第10 子の返還申立事件の手続」、「第11 その他」につきましては、記載としては従前と同様の内容でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それではこの点につきまして、もし何かあればと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございませうか。

それでは、これで全体について御議論は頂けたということですが、事務局から御発言を頂ければと思います。

○脇村幹事 脇村です。すみません、最後の所要のその他の関係で、少し現在考えていることを御説明させていただければと思います。

民事執行法等ですと、現在提出が必要とされている証明文書といったものが、例えば執行文付与とかに証明する文書を出さないみたいな規定があったりするのですけれども、今回の改正におきましては、インターネットの申立て等を利用する関係で、証明する文書に加えまして証明する電磁的記録みたいな形で、電磁的な証明書も提出することが可能なような形式的な整備等も考えております。また、物件明細書につきましては現在、その写しを執行裁判所に備え置いて一般の閲覧に供したり、あるいは不特定多数の者が当該物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして、最高裁規則で定める措置を講じなければならないとされておりますが、従前、送達等で議論されていたとおり、選択肢として裁判所にある端末等による閲覧等の措置も可能とするようなことも考えているところでございます。

また、この部会におきましても議論がありましたが、今後は、例えばというところですが、登記所と裁判所との間での情報連携が問題となるというところは御指摘いただいているところでございます。この問題につきましては、基本的には手続法そのものというよりは、實際上どのように連携をしていくのかという問題かとは存じますが、他方で現在の民事執行法では、例えば第181条において登記事項証明書を提出することが明記されており、仮にいわゆるバックオフィス連携が可能となるとしても、この規定の存在が問題となります。民事執行法において登記事項証明書の提出が要求されておりますのは、例

えば、登記が存在しているケースにつき手続を開始することとしつつ、それを裁判所で確認するためには登記事項証明書の提出が不可避であったからであると思われませんが、今後バックオフィス連携が可能となることを見越すと、登記事項証明書の提出以外の方法も考えられ、法律上は端的に登記が存在していること自体を要件とすることが考えられ、現在その方向で検討しております。いずれにしても今後、実際に登記所と裁判所との間で情報連携をするかどうかについては引き続き検討していく予定ということでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。現段階で事務当局が考えておられるその他所要の規定の整備の中身について若干の言及を頂いたところですが、今の点も含めて御質問、御意見等があればこの際、お出しを頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○山本（克）委員 ありがとうございます。登記所との連携なのですからけれども、不動産登記だけなののでしょうか、それとも商業登記も含めてなののでしょうか。代表者の証明とかは商業登記簿による場合が多いと思うのですけれども、そういうことは今のところはそ上には上っていないという理解でよろしいのでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。この部会では、正に先生のおっしゃったとおり、不動産登記に限らず、ほかの行政文書的なものを含めたバックオフィス連携が話題になっており、今後法務省としてもそれについて検討していく問題であると認識はしているところでございます。

他方で、先ほどお話しさせていただきましたのは、實際上バックオフィス連携するかどうかは実務上の対応の問題としても、特に執行法では登記事項証明書のようなものだけは法律上明示的に提出すると書いている関係がございますので、そこについては法律的な手当てが一応必要なのかなということでお話しさせていただいたところでございます。そういった意味では、実際今後の運用に関しては、正に先生に頂いたこと等も含めて問題になると意識しておりますので、そういう意味で、先ほど紹介させていただいたのは、その一端ということなのかとは思っております。

○山本（克）委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。今説明いただいたところ以外でほかの点も、全体的な点、どこでも何でも結構ですが、もし御発言があればこの際、頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段よろしいですか。

○小澤委員 次回会議に出席がかないませんので、最後に一言だけ発言させていただければと思います。

本日の意見を踏まえた要綱案が次回会議で無事承認されることを願っております。数多くの裁判手続のIT化について、8か月という期間でこれだけ密度の高い対話、議論をすることができたのは、部会長そして事務当局の皆様の御尽力のたまものというふうに感謝申し上げます。

日本司法書士会連合会といたしましては、今回の要綱案については全面的に賛同しておりますし、今後の法改正においても要綱案の趣旨の実現に向けて注力したいと考えており

ます。IT化により国民にとって裁判の利便性が大きく高まることを期待しておりますけれども、IT化に伴ってIT機器の利用に不慣れな国民へのサポートや個人情報の保護にも、より一層の配慮が必要になってくると考えております。これには、何より国民にとって使いやすく、かつ安全なシステムを構築することが重要になると思っております。まずは速やかな法律の実現に期待し、その後の実務運用の中で国民のためのIT化の達成に貢献できるような実務家団体として全力で取り組む所存でございます。どうもありがとうございました。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

予想されたこととはいえ、かなり予定より早い時間に一応、全体的な御審議は頂けたということで、よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の審議はこの程度とさせていただきたいと思えます。

次回日程等につきまして、事務当局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 次回の日程は、令和5年1月20日、金曜日、時間は午後1時半からを予定しております。場所でございますが、法務省20階第1会議室を予定しております。事前の御連絡から変更させていただいておりますので、御注意いただきたいと思います。オンラインの利用も可能でございますので、御利用いただければと思います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

—了—